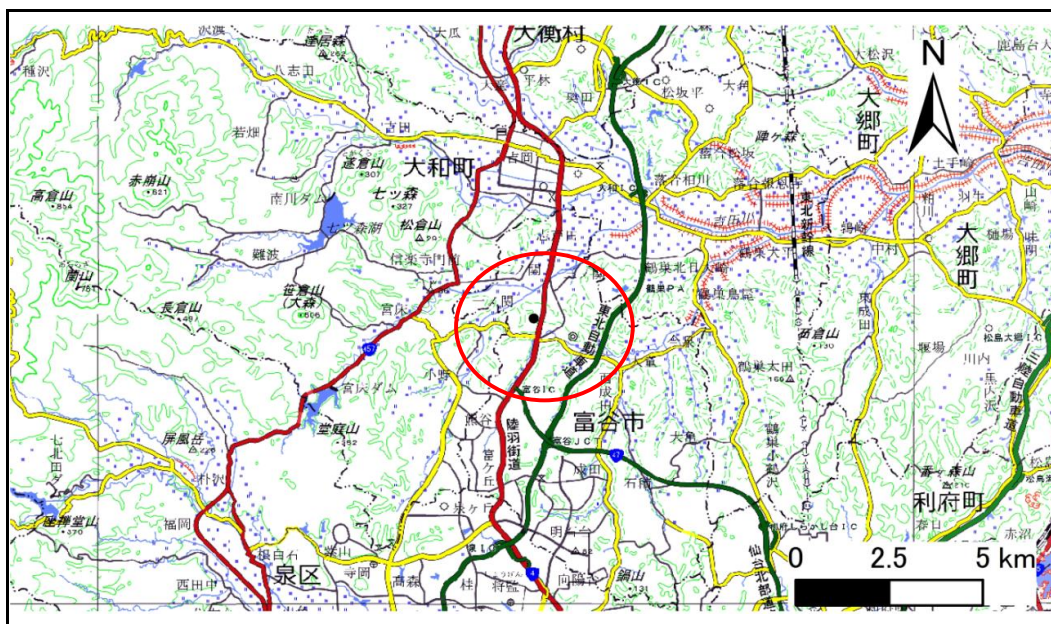


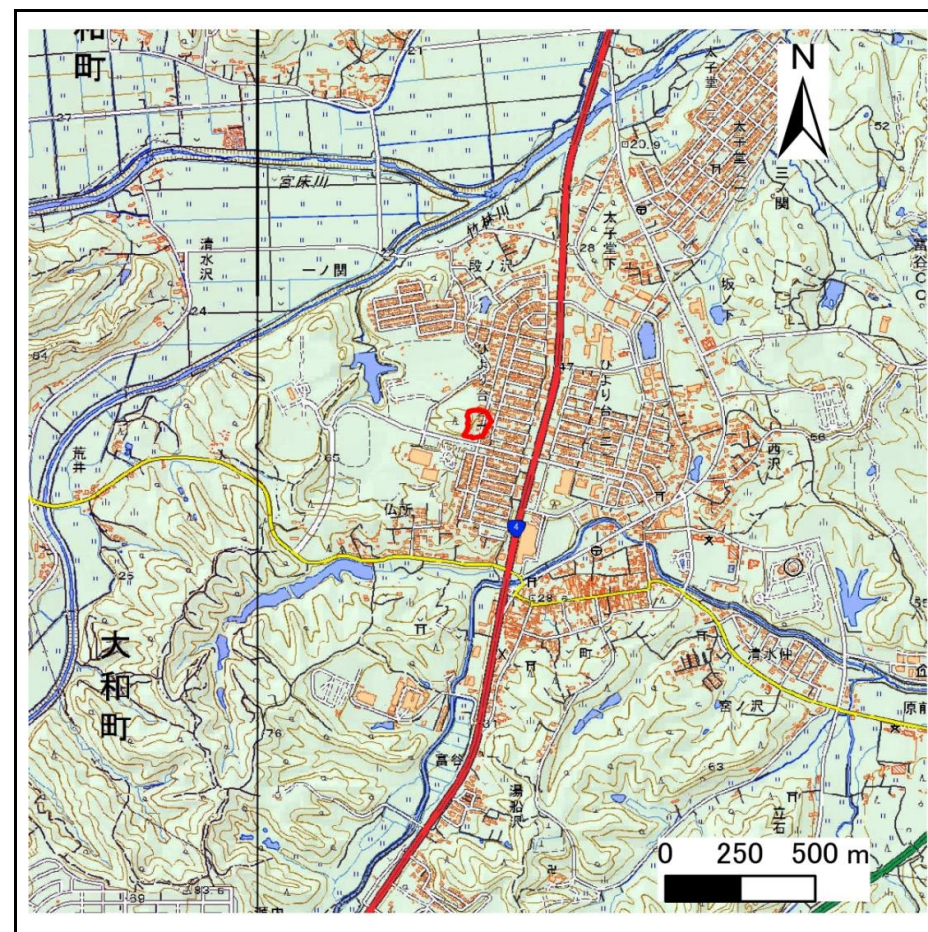
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1374
箇所名	ひより台の1
所在地	富谷市ひより台一丁目
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複、第438号)

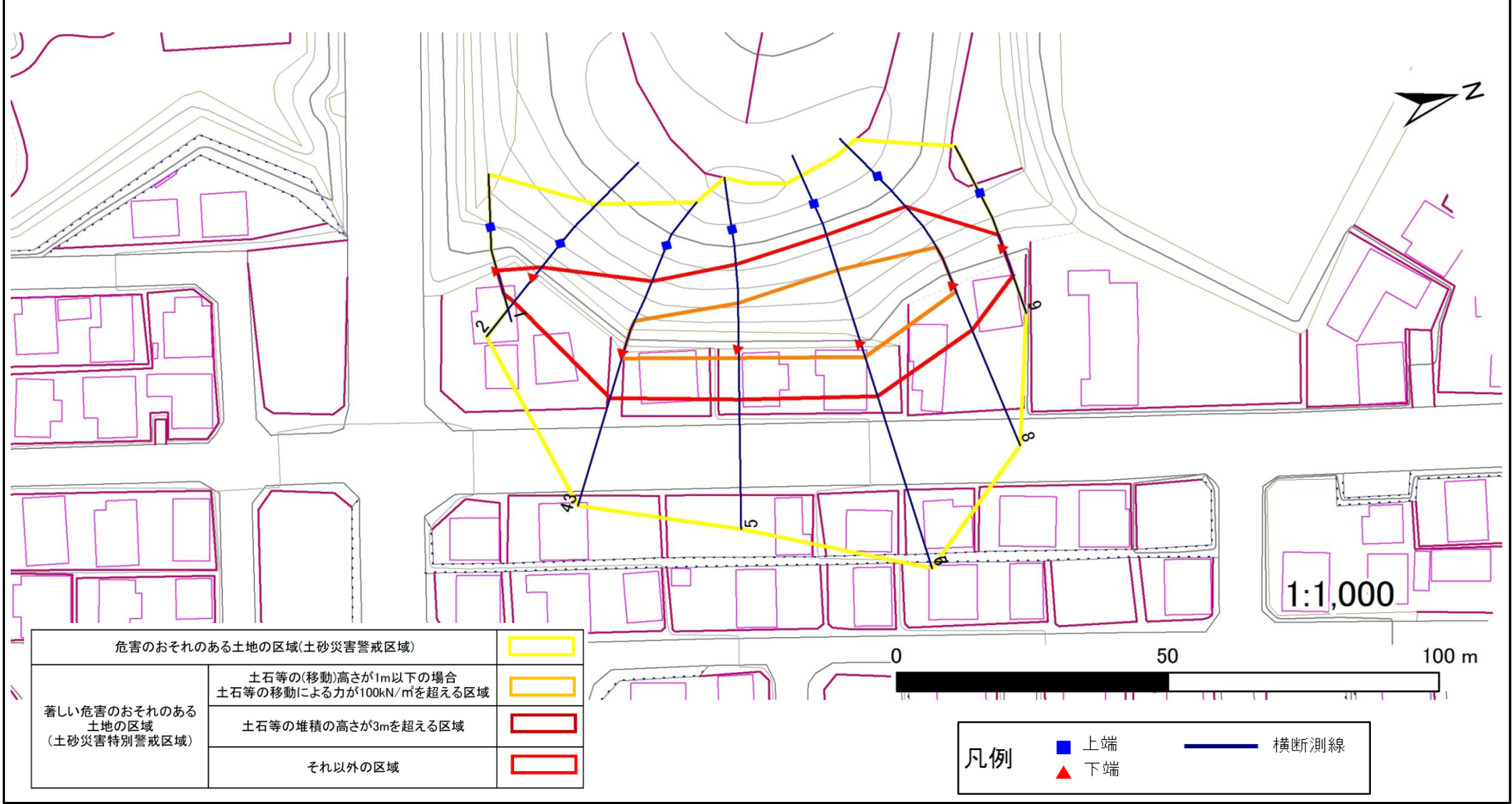
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1374	箇所名	ひより台の1	所在地	富谷市ひより台一丁目
---------	------	----------	-----	--------	-----	------------



# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1374	箇所名	ひより台の1	所在地	富谷市ひより台一丁目										
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ
	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)
1 ~ 2	-	-	74.9	1.0	-	-	9.3	1.9								
2 ~ 3	-	-	100.0	1.0	-	-	11.4	2.3								
3 ~ 4	119.0	1.0	100.0	1.0	-	-	11.4	2.3								
4 ~ 5	127.4	1.0	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2								
5 ~ 6	141.6	1.0	100.0	1.0	-	-	14.0	2.8								
6 ~ 7	141.6	1.0	100.0	1.0	-	-	14.0	2.8								
7 ~ 8	141.6	1.0	100.0	1.0	-	-	14.0	2.8								
8 ~ 9	-	-	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2								
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																